

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

本市では、平成18年4月に示された「災害時要援護者の支援ガイドライン」に基づき、平成22年3月に「災害時要援護者対応マニュアル」を策定し、災害時要援護者に対する取組を推進してきました。しかしながら、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律（以下「改正災害対策基本法」という。）が公布され、「避難行動要支援同意者名簿の作成」や「名簿を避難支援等関係者に提供すること」などが市町村に義務付けられました。また、改正災害対策基本法を受けて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示され、避難行動要支援者に対する更なる取組の推進が求められることとなりました。

このマニュアルは、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備を図ることにより、もって地域の安心・安全体制を強化することを目的としています。

なお、本マニュアルは、平成22年3月に策定した「災害時要援護者対応マニュアル」を、改正災害対策基本法の規定により「避難行動要支援者援護マニュアル」として改正したものです。

2 位置付け

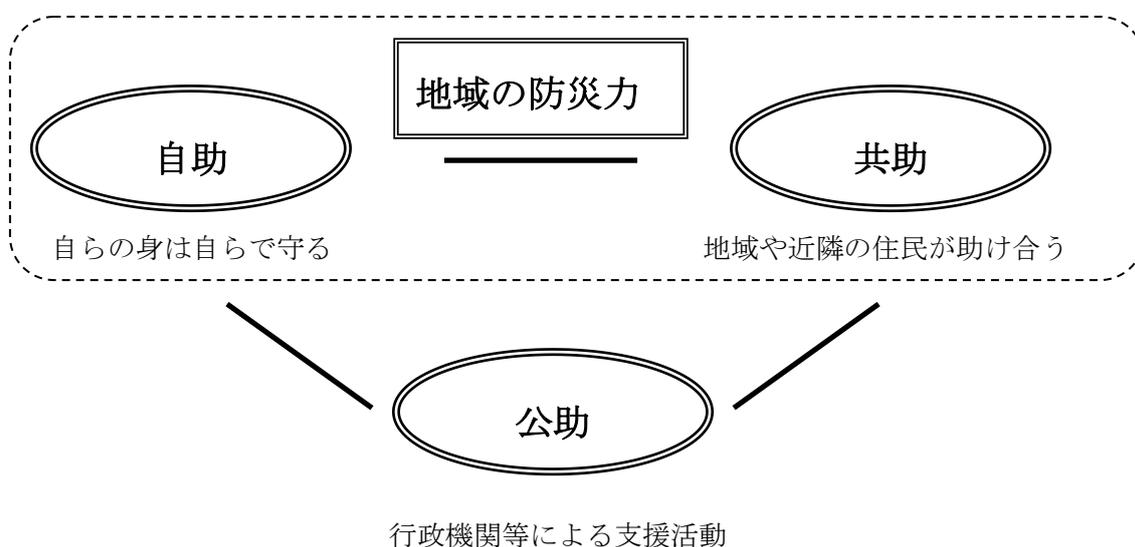
本マニュアルは、災害対策基本法（以下「法」という。）第49条の10から第49条の13までの規定に基づき策定するもので、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び市の「那須塩原市地域防災計画」を踏まえ、避難行動要支援者の避難支援対策について、基本的な考え方や方針を明らかにしたものです。

3 基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者も含めて、まずは一人ひとりが自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、そのうえで、隣近所への声掛けや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われる取組が重要になります。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域での声掛け等を実施するなど、支援体制の構築に向けた日頃の活動が重要です。また、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人地域で守る」を基本とし、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となります。

イメージ図



4 マニュアルの構成

本マニュアルは、避難行動要支援者の避難支援に係る基本的な考え方や推進方法を定めた「避難行動要支援者援護マニュアル」、避難行動要支援者一人ひとりの支援計画について定めた「避難行動要支援者個別計画（以下「個別計画」という。）」にて構成します。

「避難行動要支援者援護マニュアル」とは本書のことを指し、避難支援についての全体的な考え方や体制、「個別計画」の作成方針等の基本的事項を定めたものです。

「個別計画」とは、本書に基づき、発災時に避難行動要支援者一人ひとりについて、必要とされる支援内容や避難支援方法等を具体的に示したものです。

《様式⑥参照》

5 避難行動要支援者の推進体制

(1) 市の役割

- ア 避難行動要支援者援護マニュアルの策定
- イ 避難行動要支援者名簿の作成
- ウ 避難行動要支援者名簿登載者に対する名簿情報を提供することについての同意確認
- エ 避難行動要支援者名簿の更新
- オ 避難行動要支援同意者名簿の作成
- カ 避難行動要支援同意者名簿の提供
- キ 避難行動要支援同意者名簿の更新
- ク 制度の普及・啓発
- ケ 個別計画の管理

(2) 関係機関の役割

① 民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織

- ア 日頃の活動を通じての地域における支援が必要な者の把握
- イ 避難行動要支援者名簿登載者への同意確認に対する支援（対象者への声掛け）
- ウ 避難支援者としての協力呼びかけ、避難支援者の確保
- エ 避難行動要支援同意者名簿の管理
- オ 個別計画の作成
- カ 個別計画の更新
- キ 個別計画の管理
- ク 発災時の情報伝達、安否確認、避難支援
- ケ 関係機関への協力、連携強化

② 社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援機関等

- ア 制度の周知啓発
- イ 避難行動要支援者名簿登載者への同意確認に対する支援（対象者への声掛け）
- ウ 避難行動要支援同意者名簿の管理
- エ 発災時の情報伝達、安否確認、避難支援
- オ 関係機関への協力、連携強化